

2020年確定申告の変更点

★確定申告の準備と対策

2020年分の申告は、申告書の書式変更をはじめ改正点が多くありますので、今から準備をお願いします。

①確定申告書の変更

2020年分の確定申告書の様式が変わります。

②給与所得控除の引き下げ

一律10万円引き下げられることになりました。

③基礎控除の引き上げ

基礎控除額が10万円引き上げられ、最高で48万円になりました。ただし、2020年分から基礎控除に所得制限が設けられましたので、注意が必要です。

合計所得が2400万円超の高所得者は段階的に控除額が引き下げられ、2500万円超の所得者は基礎控除額が0円になります。これに伴い、住民税の基礎控除の額にも変更が生じます。

合計所得金額	基礎控除の額（ ）は住民税基礎控除額	
	2019年分	2020年分以降
2400万円以下		48万円(43万円)
2400万円超 2450万円以下	38万円(33万円)	32万円(29万円)
2450万円超 2500万円以下		16万円(15万円)
2500万円超		—

④「配偶者控除」の対象者となる範囲が変更

配偶者の年間合計所得金額が48万円以下（2019年分以前は38万円以下）、給与のみの場合は給与収入が103万円（48万円+55万円）以下となります。

⑤「配偶者特別控除」の対象者となる範囲が変更

配偶者の年間合計所得金額が48万円超133万円以下（2019年分は38万円超123万円以下）。

⑥「ひとり親控除の新設」と「寡婦・寡夫控除の改正」

2019年分まで、「寡婦（夫）控除」は配偶者と離婚・死別した人のみを対象にしていますが、2020年度の税制改正で「ひとり親控除」という制度が新設されました。2020年分の年末調整や、確定申告から適用されます。

⑦2020年分の青色申告特別控除について

今まで通りの申告用紙による申告は55万円控除となり、e-tax（電子申告）又は電子帳簿による保存は65万円控除となります。e-taxでの申告の場合、ID番号を使っての申告又はマイナンバーカード、カードリーダーを使っての申告があります。また、電子帳簿による保存は、国税局が指定しているソフト（バージョン指定あり）を使う場合、事前に税務署へ届出が必要です。ただし、2020年分、2021年分については、2020年9月30日に締切っているため、2022年分からの対応となります。

⑧コロナによる消費税の課税選択の変更に係る特例について

新型コロナウイルス感染症により、2020年2月1日から2021年1月31日までの間のうち、任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者が対象となります。

①消費税の課税事業者を選択する（やめる）届出等の特例

新型コロナウイルス感染症により、2020年2月1日から2021年1月31日までの間のうち任意の1か月以上の期間の事業としての収入が、著しく減少（前年同期比概ね50%以上）している事業者が対象。

2018年度（法人の場合2期前）の課税売上高が、1000万円以下の事業者で、2020年分から消費税課税事業者を選択した場合や、一般課税事業者が消費税課税事業者をやめる届出を出し忘れてしまった場合などに使える制度です。

※特例の承認を受けようとする場合、原則として確定申告期限までに、承認申請書を税務署に提出してください。

※課税事業者の選択をやめる場合であっても、納税義務が免除される事業者は、その課税期間の基準期間（法人は前々事業年度、個人事業者は前々年）における課税売上高が1,000万円以下の事業者等です。

②簡易課税制度の適用に関する特例について

2020年分の消費税について、簡易課税または一般課税どちら負担の少ない方に変更出来る制度です。簡易課税から一般課税に切替える場合、消費税率の管理として10%、8%（軽）、原油取引税、租税公課（印紙、重量税、ゴルフ利用税等）等の経理処理が難しくなりますので注意が必要です。

この特例制度を使う場合は、2020年12月28日位までに「災害等による消費税簡易課税制度選択（不適用）届出に係る特例承認申請書」と併せて「消費税簡易課税選択（不適用）届出書」を納税地の所管税務署に提出してください。

※消費税の簡易課税制度の適用に関しては、現行法において、「災害その他やむを得ない理由が生じたことにより被害を受けた場合」の特例が設けられています（消費税法37条の2）。

※新型コロナウイルス感染症の影響による被害を受けたことにより、簡易課税制度の適用を受ける（又はやめる）必要が生じた場合、税務署長の承認により、その被害を受けた課税期間から、その適用を受ける（又はやめる）ことができます。